

公 告

地方税法第20条の2第1項及び八郎潟町税条例第18条の規定により公示送達 of 公告をします。

なお、送達すべき書類は八郎潟町役場税務会計課において保管していますので、送達を受けるべきものは申し出てください。

令和 8年10月20日

八郎潟町長 佐藤 友紀



納税通知書 宛名番号	送達する書類の 名称及び通数	氏名 (名称)	摘要
5012309	令和8年度 固定資産税第3期督促状	株式会社寿企業	

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

八郎瀉町長 佐藤友



納税通知書 宛名番号	送達する書類の 名称及び通数	氏名 (名称)	摘要
5028108	令和 8 年度 固定資産税第 3 期督促状	松竹商事株式会社	

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。